

## 【令和7年度以前】

### 調整控除にかかる配偶者特別控除の人的控除額の差

配偶者の合計所得金額：48万円超50万円未満

納税者本人の合計所得金額	人的控除額の差
900万円以下	5万円
900万円超、950万円以下	4万円
950万円超、1,000万円以下	2万円

配偶者の合計所得金額：50万円以上55万円未満

納税者本人の合計所得金額	人的控除額の差
900万円以下	3万円
900万円超、950万円以下	2万円
950万円超、1,000万円以下	1万円

※申告可能期間を超えた年については、この限りではありません